

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

(株)ビー・プロ  
宮城県仙台市若林区六丁の目西町4番1号

2. 指名停止措置期間

令和4年5月11日から令和4年9月10日まで(4ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

(株)ビー・プロは、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等において、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(独占禁止法違反行為)第5号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉  
別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方支部局等が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認めるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070